

## 学校法人のガバナンス改革に関する声明

先般、私立学校法の改正に向けて検討が進められていた「学校法人ガバナンス改革会議」の最終報告書が文部科学省に提出されました。本報告書に対し、日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会の意見を「学校法人のガバナンス改革に関する声明」として、ここに表明します。

今日の学校法人には、公正さと透明性の高いガバナンスが求められていることは、論を俟ちません。学校法人のガバナンス改革に関しては、これまでも私立学校法等において、役員の職務及び責任の明確化や情報公開、理事・監事・評議員会に係る制度の整備、権限・役割分担の明確化による管理運営制度など、度重なる改正が行われてきました。令和元年には、監事の責任の強化、中長期計画の作成の義務化、財務情報の公表の義務化等が法制化され、令和2年4月から施行されたばかりです。それらの検証のないままに、今回、学校法人のガバナンスの基本構造を変更するという極めて重要な議論が拙速に進められたことは誠に遺憾であります。またその議論は、議会制民主主義を補完する国民参加機関としての審議会（大学設置・学校法人審議会）の議を経ることなく、さらには教育現場関係者の声を反映させることなく進められてきたことに大きな懸念を抱くものです。

今回の「学校法人ガバナンス改革会議」の提案のうち、特に評議員会を株主総会と同視し、コーポレートガバナンスの考え方をそのまま私立大学の経営に導入しようとする点は、理論上合理性を欠くものと言わざるを得ません。株式会社の最大のステークホルダーは株主であるのに対し、私立大学において最も重要なステークホルダーは学生とその保護者です。上記の提案は学生の視点が完全に欠落しています。学生と日頃接していない学外評議員だけで、私立大学の教育研究に関する運営の責任は取れません。特に、提案の中核にある「学外者のみで構成される評議員会が、学校法人の重要事項の議決と理事及び監事の選解任を自由にできる」という制度では、学修者本位の教育環境は破壊され、評議員会が暴走しても止めることが出来なくなります。

この点に関し、評議員会の権限は、学外評議員が責任を取れる範囲に納めるのが合理的です。日々の教育研究に関する意思決定に関しては、理事会のリーダーシップを尊重するよう見直すことを提案します。評議員会に一方的に権限が集中しすぎると、法人をめぐる新たな主導権争いを誘発しかねず、私立大学の健全な経営と教育研究の発展を阻害し、建学の精神を瓦解させる重大な課題を残すことになってしまいます。

同時に、理事会が暴走した場合には、それを止める仕組みも必要です。学外の監事が、理事会と評議員会の双方にアドバイスし、監事の意見に沿って、評議員会と理事会が相互にモニターすることで、互いに暴走を止める機能を備えた仕組みを構築することを提案します。日常の業務を決定し執行する理事会に対する監視の比重があることは当然ですが、評議員会が無責任に業務に関与することに対しても歯止めが必要であると考えます。

私学は教育理念・内容、規模等が多種多様であり、建学の精神と各校の発展の歴史的経緯も異なり、それらの多様性を無視して、一律に法律で縛ることは合理的ではありません。特に、高等教育を担う私立大学と、中等教育を担う私立高校・中学校、初等教育を担う私立小学校、幼児教育を担う私立幼稚園を、一律の法制度下に治めることは明らかに非合理的です。

学校法人のガバナンス改革の法制化に関しては、私立大学の真に健全なガバナンス体制の構築が図られるよう強く要望いたします。